

第2次北斗市総合計画

基本計画（素案）

基本計画の見方

基本目標1 新幹線を活かした元気で魅力あるまちづくり

基本計画1 企業誘致の推進と雇用の拡大

① 現状と課題

少子高齢化の進行や経済社会の国際化、技術革新などから、産業構造や就業形態が急速に変化している中、労働者に対する需要も変化してきており、既存の産業の枠組みを超えた新たな産業の創出など、地域の実情に合わせた雇用対策の重要性が高まっています。

このような状況の中、本市を取り巻く環境は、北海道新幹線の開業によって、人やモノの動きは大きく変化しており、産業全体が活性化し、地域経済を持続的に発展させることとともに、新たな雇用の場を確保するため、豊かな自然環境や農水産物などの地域資源や北海道新幹線による高速交通拠点としての機能を活かした観光産業などの創出や企業誘致を推進する必要があります。

また、産業構造や就業形態が変化する中、安定して働ける雇用の場を確保するとともに、高齢者や女性の就業機会の拡充と若年者の就業意欲の高揚を図る必要があります。

②

- 民間事業所数・従業者数の状況（別紙表）
- 就業者数の推移（別紙表）
- 有効人倍率の推移（別紙表）
- 季節労働者・出稼労働者の推移（別紙表）

③ 成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来目標値
1	新函館北斗駅前地区の立地企業数と雇用増加数	企業立地数（物販店舗を除く） 新規立地数 26社 雇用人数 115名	企業立地数（物販店舗を除く） 新規立地数 50社 雇用人数 300名
2	新規開設事業所数と従事者数	H21～H25の新規開設事業所の年平均 事業所 40事業所/年 従事者 310人/年	新規開設事業所 事業所 50事業所/年 従事者 400人/年

- [成果指標の現状値・将来目標値について]
1 新たに24社を誘致することとし、1社当たり7～8名の雇用増で目標設定
2 現状値は5年間の平均値とし、5年間の中で最も開設の多かった年の事業所数を目標値として設定（経営センサスより）

④

主要施策

1 企業誘致の推進

- ① 高速交通アクセスに恵まれた本市の立地環境を活かし、豊富な地域資源や労働力を活用できる企業誘致を推進します。
- ② 首都圏や北海道新幹線沿線でのPR活動や企業訪問、各種イベントを通じ、企業の立地動向と企業ニーズの把握に努めます。
- ③ 地域企業及び高等教育機関、試験研究機関などと連携し、企業ニーズに対応した支援策の充実を図ります。
- ④ 鉄道、空路、海路などの流通環境に恵まれた工業適地としての優位性に着目し、誘致可能な工業適地の把握と情報の提供に努めます。

2 新たな産業の創出

- ① 高速交通拠点としての機能を活かした観光産業をはじめ、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進します。
- ② 各種支援制度のPRなどを通じて起業意欲の醸成とともに、新規性や創造性のある取組みを支援し、起業者の育成や市内での起業化を促進します。

3 雇用の拡大

- ① 国際公共雇用安定所と連携し、求人情報の提供を行うとともに、企業誘致や新たな産業の創出などにより、雇用の拡大を図ります。
- ② 無料職業紹介事業の拡充を図り、一般消費者に加え、経験豊富な技術力を持つ高齢者をはじめ、女性や若年者の就業機会の確保・拡充に努めます。

4 就業意識の高揚・労働力の向上

- ① 教育現場における職場体験やインターンシップの取組みを進め、若年者の就業意欲の高揚に努めます。
- ② 労働者の技能向上のため、各関係機関が実施する職業訓練などへの参加を促進します。

5 労働環境の充実

- ① 労働者の労働条件の把握、安定した労働環境を確保するための情報提供に努めます。
- ② 出稼労働者手帳の交付や健康診断の実施を促進するとともに、冬期間における就労対策事業、逐年雇用促進支援事業を推進します。
- ③ 中小企業で働く労働者の退職後の生活の安定化のため、公的共済制度への加入を促進します。

<用語解説>

- 観光産業－旅行業、宿泊業、運輸業、飲食業、製造業など観光に関連する業種の総称をいいます。

①現状と課題

基本構想に掲げるまちづくりに向けた施策を推進するにあたり、社会情勢や地域を取り巻く環境、これまでの取組などをはじめとした基本計画ごとの本市の現状について把握し、分析を行うとともに、現在あるいは将来的予測も含めた課題について、記載しています。

②図表、用語解説

本市の現状について、より正確にわかりやすく理解するための図表や、専門用語などの解説を記載しています。

③成果指標

基本計画に掲げる施策の達成度を客観的に判断するため、成果指標としてその現状値と、計画の目標年度である平成39年度を基本とする将来目標値を設定しています。

④主要施策

基本計画を総合的に推進していくため、その構成要素となる主要施策に関する具体的な取組や個別事業の内容について記載しています。

1 基本計画の趣旨

(1) 目的

基本構想で描いた将来像を実現するために、各分野ごとに推進すべき施策を体系的に整理し、主要な個々の施策について示します。

主要な個々の施策については、市が主体となる施策に加え、国・道などの関係機関、さらには市民や団体が主体となる事業についても位置づけています。

(2) 構成

基本計画は、基本構想で掲げた4つの基本目標に基づき、それぞれの分野ごとの施策について、現状と課題、成果指標、主要施策で構成しています。

2 基本計画の期間

基本構想と同様に、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

3 北斗市創生に向けての重点テーマ

第2次北斗市総合計画では、全国的に喫緊の課題となっている少子高齢化と人口減少問題に対応し、平成27年12月に策定した北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略における4つの基本目標設定の考え方を踏まえ、北斗市の創生に向けて計画を戦略的かつ横断的に推進する特記事項として当面の「重点テーマ」を掲げるとともに、基本計画における主要施策の中から、計画全体の着実な推進をリードする「重点施策」を設定します。

重点テーマ1 企業誘致の推進と雇用の創出

新函館北斗駅周辺への企業誘致を積極的に進めていくことにより、企業立地による雇用の創出を図り、地域の賑わいを生み出すとともに、北海道新幹線による経済効果を市内全域に波及させ、地域経済の活性化につなげます。

総合戦略における数値目標(H31)【参考】
新規雇用増加数 400人

【重点施策】

- 基本目標1 — 基本計画1 企業誘致の推進と雇用の拡大
 - 主要施策1 企業誘致の推進
 - 主要施策2 新たな産業の創出
 - 主要施策3 雇用の拡大

- 基本目標3 — 基本計画14 都市計画の推進
 - 主要施策2 機能別土地利用の方針

重点テーマ2 交流人口の拡大と移住・定住の促進

交通拠点エリアとしての強みや本市の資源を活かした観光振興を推進し、交流人口の拡大を図るとともに、暮らしの利便性のほか、子育て支援をはじめとする福祉や教育の充実など、“ほくとの魅力”を積極的に情報発信するとともに、移住者支援や空き家の利活用などによる移住・定住を促進します。

総合戦略における数値目標(H31)【参考】
社会動態の均衡

【重点施策】

- 基本目標1 — 基本計画5 観光の振興
 - 主要施策1 観光資源の充実及び周遊観光の推進
 - 主要施策4 多様な交流の推進

- 基本目標2 — 基本計画11 移住・定住の促進
 - 主要施策1 移住・定住の促進
 - 主要施策2 移住・定住の情報発信の強化
 - 主要施策3 住まい・仕事の支援

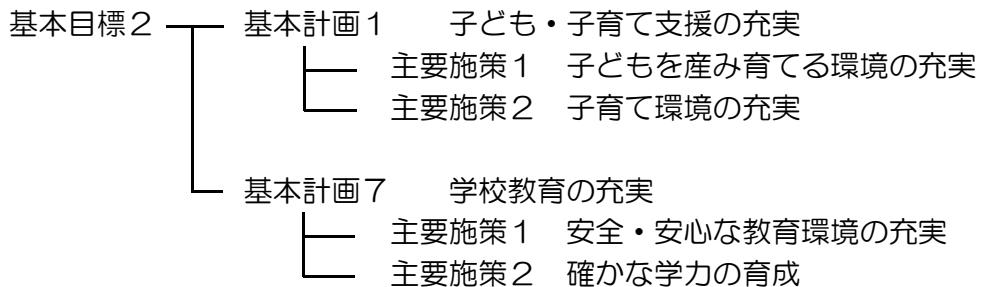
重点テーマ3 子育て支援と教育環境の充実

安心して子どもを産み育てることができる子育て環境と子育て支援体制の充実を図り、子どもの能力を引き出し、さらに高める教育環境をつくります。

総合戦略における数値目標(H31)【参考】

合計特殊出生率1.55

【重点施策】



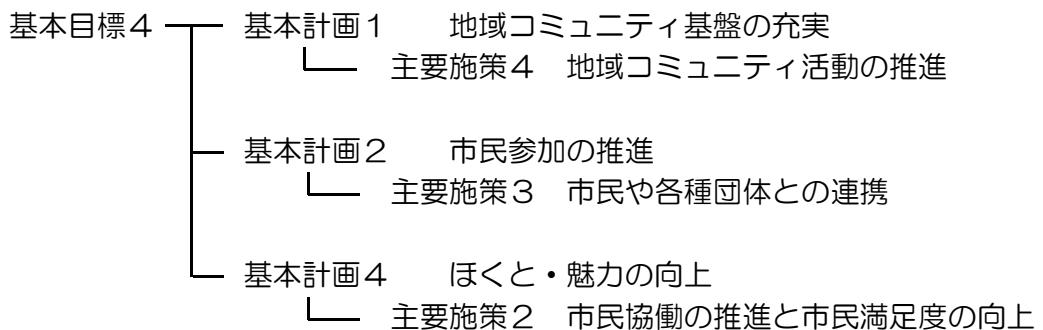
重点テーマ4 市民協働による誰もが誇れるまちづくり

地域のコミュニティ機能を維持・向上させ、市民参加と協働により、誰もが北斗市に住み続けたいと思い、誰もが誇れるまちづくりを進めます。

総合戦略における数値目標(H31)【参考】

人口 46,200人

【重点施策】



第2次北斗市総合計画 基本計画（素案）

基本目標1 新幹線を活かした元気で魅力あるまちづくり

基本計画 主要施策	担当課	担当部会
1 企業誘致の推進と雇用の拡大 1 企業誘致の推進 2 新たな産業の創出 3 雇用の拡大 4 就業意識の高揚・労働力の向上 5 労働環境の充実	水産商工労働課	
2 農林業の振興 1 農業生産基盤整備の推進 2 農業経営の安定化 3 担い手の育成 4 森林保全と森林整備の促進	農林課	
3 漁業の振興 1 漁業経営の安定化 2 つくり育てる漁業の推進 3 水産物の消費と販路の拡大 4 担い手の育成	水産商工労働課	しごとづくり部会
4 商工業の振興 1 魅力ある商店街の形成 2 商工業者の経営基盤の強化 3 特色ある地域産業の創出 4 起業の促進 5 指導・支援体制の強化	水産商工労働課	
5 観光の振興 1 観光資源の充実及び周遊観光の推進 2 誘致宣伝の強化 3 観光客受入体制の充実 4 多様な交流の推進 5 広域観光の推進	観光課	

基本目標2 誰もが幸せで輝くまちづくり

基本計画	担当課	担当部会
主要施策		
1 子ども・子育て支援の充実 1 子どもを産み育てる環境の充実 2 子育て環境の充実 3 子どもへの虐待防止の推進	子ども・子育て支援課	
2 地域福祉の充実 1 助け合い支え合う活動の推進 2 地域福祉活動を担う人材の育成 3 ボランティア意識の醸成と活動団体の育成	社会福祉課	
3 高齢者福祉、介護保険の充実 1 健康づくりの総合的な推進 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 3 地域包括ケアシステムの推進	保健福祉課	
4 障がい者(児)福祉の充実 1 社会参加の促進 2 自立の支援 3 障害理解、権利擁護の推進	保健福祉課	
5 保健予防、医療環境の充実 1 特定健康診査、各種検診の受診率の向上 2 国民健康保険事業運営の適正化 3 医療費助成事業の推進	国保医療課	
6 生活困窮者に対する福祉の推進 1 生活相談・支援体制の推進 2 生活困窮者の自立支援 3 生活保護受給者の自立支援	社会福祉課	
7 学校教育の充実 1 安全・安心な教育環境の充実 2 確かな学力の育成 3 健全な心身の育成 4 家庭・地域との連携・協働の推進 5 社会を生きる力を育む教育の推進 6 教職員の資質、能力の向上	学校教育課	ひとづくり部会
8 青少年の健全育成 1 地域における社会の教育機能の推進 2 青少年の保護・指導活動の推進 3 いじめ防止の推進	市民課	
9 生涯学習の推進 1 青少年の学習活動の充実 2 成人の学習活動の充実 3 高齢者の学習活動の充実 4 学習機会の充実と情報提供	社会教育課	
10 文化、スポーツの振興 1 芸術文化活動の振興 2 文化財の保護と活用 3 市民皆スポーツの実践 4 スポーツ指導者の育成と活動内容の充実 5 施設・設備の充実	社会教育課	
11 移住・定住の促進 1 移住・定住の促進 2 移住・定住の情報発信の強化 3 住まい・仕事の支援 4 茂辺地地区・石別地区の活性化	企画課	

基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画	担当課	担当部会
主要施策		
1 防災対策の強化 1 防災・減災対策の推進 2 防災意識の高揚 3 地域における防災力の向上 4 総合的な防災体制の充実	総務課	
2 消防、救急体制の強化 1 消防力の強化 2 救急・救助体制の強化 3 予防対策・意識啓発活動の推進	消防	
3 交通安全、防犯、消費者被害対策 1 安全な交通環境の整備 2 市民総ぐるみの交通安全運動の推進 3 市民総ぐるみの防犯対策の推進 4 消費者被害対策の実施	総務課 市民課	
4 生活道路の整備 1 道路網の充実 2 安心で快適な道路空間の形成 3 道路・橋りょうの長寿命化対策の推進	土木課	
5 住環境の整備 1 住宅用地の確保 2 市営住宅の整備・長寿命化対策の推進 3 住環境の整備 4 民間建設との連携	都市住宅課	
6 上下水道の整備 1 安全な水道水の安定供給 2 下水道の整備促進	上下水道課	
7 公園、緑地の整備 1 公園整備の推進 2 安全・安心な公園の維持 3 総合的な緑化施策の推進	都市住宅課	
8 河川の整備 1 主要河川の改修事業の促進 2 河川維持管理の強化	土木課	まちづくり部会
9 公共交通の充実 1 公共交通の確保と充実 2 鉄道交通の確保と利用促進 3 バス交通の確保と利用促進	企画課	
10 公共施設の長寿命化 1 長寿命化事業の計画的な推進 2 総合的なマネジメントの推進	財政課	
11 環境衛生の充実 1 空家対策等 2 火葬場・墓地の適正管理 3 し尿処理施設の適正管理	環境課	
12 廃棄物対策、リサイクルの推進 1 ごみの減量化とリサイクル化の促進 2 ごみ処理体制の充実 3 不法投棄対策	環境課	
13 環境保全対策の推進 1 環境保全意識の啓発 2 環境汚染対策の推進	環境課	
14 都市計画の推進 1 計画的な土地利用の推進 2 機能別土地利用の方針 3 市街化区域及び用途地域の見直しの推進 4 都市施設の整備と適正配置 5 総合的な緑化施策の推進	都市住宅課	
15 広域交通ネットワークの整備促進 1 北海道新幹線の整備促進 2 国道の整備促進 3 道道の整備促進 4 市道（都市計画道路）の整備促進	都市住宅課	

基本目標4 市民参加による協働のまちづくり

基本計画	担当課	担当部会
主要施策		
1 地域コミュニティ基盤の充実		
1 町内会等への加入促進		
2 コミュニティ施設の適切な管理		
3 地域課題の解決に向けた自主的活動の促進		
4 地域コミュニティ活動の推進		
2 市民参加の推進		
1 情報提供の充実と情報発信の強化	市民課・企画課	
2 広聴活動の推進	市民課・総務課・企画課	
3 市民や各種団体との連携		
4 男女共同参画社会の形成	市民課	
5 人権尊重社会の形成		ひとづくり部会
3 時代に対応した持続的で効率的な行財政運営		
1 組織体制の強化と人材育成	総務課	
2 財政状況等の公表	財政課	
3 健全な財政運営		
4 ほくと・魅力の向上		
1 ほくとらしさの情報発信		
2 市民協働の推進と市民満足度の向上	企画課	
3 交流人口の拡大と移住・定住の促進		
4 企業誘致の推進	水産商工労働課	
5 さらなる魅力の創造と活用	企画課	

■基本目標3

安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画 1	防災対策の強化	3-1
基本計画 2	消防、救急体制の強化	3-3
基本計画 3	交通安全、防犯、消費者被害対策	3-5
基本計画 4	生活道路の整備	3-7
基本計画 5	住環境の整備	3-9
基本計画 6	上下水道の整備	3-11
基本計画 7	公園、緑地の整備	3-13
基本計画 8	河川の整備	3-15
基本計画 9	公共交通の充実	3-17
基本計画 10	公共施設の長寿命化	3-19
基本計画 11	環境衛生の充実	3-21
基本計画 12	廃棄物対策、リサイクルの推進	3-23
基本計画 13	環境保全対策の推進	3-25
基本計画 14	都市計画の推進	3-27
基本計画 15	広域交通ネットワークの整備促進	3-29

基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画1 防災対策の強化

現状と課題

防災対策は、平成23年の東日本大震災を機に、災害時の被害を最小化する減災という考え方が基本理念とされ、「自助」・「共助」・「公助」のそれぞれが協働により効果的に推進されるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

このため、誰もが災害時に迅速かつ効率的に対応できるよう、「自分の命は自分で守る」という防災に対する意識を高めていくことを大前提として、町内会を主体とした自主防災組織の育成により、地域防災体制の確立を進めるとともに、市内全域に設置している防災行政無線を中心とする情報の提供や伝達体制の強化を図っていかなければなりません。

また、活断層である函館平野西縁断層帯の活動による地震、津波、地すべり、崖くずれの発生や石油コンビナート火災など、本市特有の災害の発生に的確に対応できるよう、消防や警察などの関係機関との連携を強化していくことも重要です。

さらには、近年発生が顕著な集中豪雨や暴風雨などの異常気象に対しても、支援が必要な方の対応を含め、円滑な避難が可能となるような全市的な組織体制の整備や周知活動にも取り組まなければなりません。

■自主防災組織活動力バー率

■防災備蓄品の備蓄状況

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来目標値
1	自主防災組織活動力バー率	41.30%	全道平均値
2	防災備蓄品の備蓄品目数	5品目 (6,000人・1日分)	↗

[成果指標の現状値・将来目標値について]

- 現状値は、北海道が公表する、平成28年4月1日現在の自主防災組織活動力バー率（全道平均値54.3%）。
- 現状値は、平成29年度末の備蓄品目数。

主要施策

1 防災・減災対策の推進

- ① 防災対策の基本となる地域防災計画については、隨時の見直しを行うとともに、各種ハザードマップについても必要に応じた修正や作成を行い、市民周知に努めます。
- ② 避難所の案内表示板や避難路標識の設置などを進めるとともに、平常時から災害に応じた避難ルートの確認についての啓発を行います。
- ③ 自主防災組織などによる協力のもと、避難行動要支援者に対する取組を進めるとともに、福祉避難所の開設に向けた関係機関との協議を進めます。
- ④ 食料品や防災資機材の計画的な備蓄を進めるとともに、冬期間や年齢・性別などに配慮した備蓄品の充実に努めます。
- ⑤ 災害時における復旧や避難所運営を円滑に行うため、民間事業者との応援協定の締結をさらに進めます。

2 防災意識の高揚

- ① 地域を単位とした防災研修会などの実施により、「自分の身は自分で守る」という自助意識のさらなる高揚を図ります。
- ② 食料や飲料水の最低限の確保や非常持ち出し品など、各家庭での生活物資の備蓄について、啓発を行います。
- ③ 高齢者などを対象にした、民間住宅の耐震改修や家具の転倒防止対策に対する支援を推進します。

3 地域における防災力の向上

- ① 町内会を単位とする自主防災組織の設置・育成を進め、地域コミュニティにおける組織的な防災活動の推進を図ります。
- ② 自主防災組織などによる避難訓練や防災研修会の開催に対し、積極的な支援を行います。
- ③ 地域における防災活動のリーダーとして、防災士や北海道地域防災マスターの育成に対する支援を行います。

4 総合的な防災体制の充実

- ① 災害時の情報を迅速かつ効果的に伝達するため、防災行政無線を中心とした防災情報の供給体制の強化と実行性のある伝達体制の確立を図ります。
- ② 消防や警察などの防災関係機関と市民が一体となり、情報伝達や応急対策などを目的とした防災総合訓練を定期的に実施し、技術の向上や連携体制の強化に努めます。
- ③ 業務継続計画を策定し、災害時における行政体制の整備に努めます。



基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画2 消防、救急体制の強化

現状と課題

本市は、七飯町及び鹿部町とともに南渡島消防事務組合を組織し、広域的かつ効率的な消防、救急体制の強化に努めています。

消防は、大規模火災や自然災害などへの対応はもとより、北海道新幹線開業に伴う交流人口の拡大や高規格幹線道路の延長に伴い、交通事故や火災を含む災害の複雑化、多様化に対応していくかなければなりません。

このような災害に的確に対応するため、施設整備や消防職員、消防団員の育成強化など消防防災体制の充実強化が必要となっています。

救急業務においては、高齢化と救急に対する住民意識の変化により、救急需要が年々増加し続ける中、救急車の適正利用のための広報活動を行うとともに、ドクターヘリの効果的な活用についても検討を重ねていかなければなりません。

住民に対する防火意識の啓発については、広報活動や一般家庭の防火査察、女性消防団員による一人暮らしの高齢者への防火訪問などを推進していく必要があります。

■ 消防体制と消防力の現状

■ 火災発生内容の推移

■ 救急出場状況の推移

■ 消防団員数の推移

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来自目標値
1	消防団員の定数確保	268	300

[成果指標の現状値・将来自目標値について]

1 現状値は、平成29年4月1日現在の実数。

主要施策

1 消防力の強化

- ① 隣接する自治体との相互応援体制を強化して、大規模災害、自然災害などの発生に備えます。
- ② 津波災害時における消防本部及び北斗消防署の一定機能を、北斗消防署北分署に移転可能な態勢を整備し、災害対応力の確保と継続に努めます。
- ③ 消防団員の定数確保のため、加入促進を図り、消防団員の待遇改善に努めるとともに消防団を中心とした地域防災力の充実強化に努めます。
- ④ 市街地での火災発生時、住宅や工場の集積地における延焼防止を図るため、計画的に消防水利施設を設置します。

2 救急・救助体制の強化

- ① 救急業務の高度化、処置拡大に伴い、全ての救急隊に運用可能な救急救命士が必ず1人以上配置される体制を確保し、救急救命士の養成と運用体制の整備を継続して進めます。
- ② ドクターヘリのランデブーポイントは、通年使用可能な場所の選定と確保に努めます。
- ③ 複雑多様化し増加傾向にある救助活動に対応するため、全ての救助隊員を人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員とし、救助資器材の整備・更新を進め救助活動の充実強化を図ります。

3 予防対策・意識啓発活動の推進

- ① 自主防災組織の育成と、災害に対する防災訓練を実施し、防災意識の向上を図るとともに、広報活動により、市民に啓発していきます。
- ② 住宅用火災警報器の未設置世帯に対して、早期設置を促進するとともに、設置義務化から10年を迎えるため、既設住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、機器の交換など適切な維持管理についての啓発に取り組みます。

※ランデブーポイント ヘリが救急車と接触する緊急離着陸場

基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画3 交通安全、防犯、消費者被害対策

現状と課題

北海道新幹線の開業により、新函館北斗駅を中心に多くの方々が北斗市を訪れています。交流人口の増加により、レンタカーの利用や公共交通機関の充実など交通環境の変化に伴い、交通事故や犯罪の発生する可能性が高まることが懸念されますので、交通環境の変化を的確に把握した上で事故発生リスクの低減や犯罪の未然防止に努める必要があります。

また、すべての市民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことが重要であるため、関係機関や関係団体が連携した運動を取り組むことが必要となります。

インターネットなどによる通信販売や訪問販売による契約トラブルや悪質な商法などによる被害、さらに特殊詐欺などは、残念ながら後を絶たない状況にあり、年々巧妙化になってきています。

そのため、これらの相談に応じる体制を堅持し、被害を未然に防止するため、自立した賢い消費者の育成や啓発活動が重要となります。

■交通事故発生件数・死傷者数

■消費生活相談件数

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来自目標値
1	交通事故発生件数	83	➡
2	各種交通安全運動参加者数	5,791	➡

[成果指標の現状値・将来自目標値について]

1 現状値は、平成26年から平成28年までの3ヵ年平均件数。

2 現状値は、平成28年度の街頭啓発活動や安全祈願祭などへの参加者数。

主要施策

1 安全な交通環境の整備

- ① 幹線道路については、交通量の動向に応じて、歩道、防護柵、中央分離帯などの安全施設の設置や、信号機、交通安全規制標識などの設置を要望します。
- ② 生活道路については、通勤、通学、買い物などの安全を確保するため、交通環境に応じた歩道整備に努めます。
- ③ 地域によって道路環境や道路利用の実態及び交通状況が異なることから、地域の実情を町内会要望や北斗市通学路交通安全対策プログラムなどを通じて広く把握し、道路交通環境の整備を行います。

2 市民総ぐるみの交通安全運動の推進

- ① 町内会や学校、交通安全推進委員会、交通安全協会、交通安全指導員会などとの連携による、市民と一緒にした交通安全運動を推進し、スピードダウン・シートベルト着用を重点的に推進します。
- ② 幼児、小中学生、高校生に対する発育段階に応じた交通安全教育と高齢者大学や老人クラブなどと連携し、実践型の交通安全教育を推進します。
- ③ 警察機関との連携のもと、運転免許証の自主返納制度の周知など、高齢運転者対策を推進します。

3 市民総ぐるみの防犯対策の推進

- ① 渡島地区保護司会などが参加する、「社会を明るくする運動」を通じ、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くための運動を推進します。
- ② 組織犯罪から市民の安全を確保するため、函館中央地区北斗市暴力追放運動推進協議会や函館中央管内防犯協会などと密接に連携し、安全で安心なまちづくりに努めます。
- ③ 青色防犯パトロール隊など、青色回転灯装着車両が市内全域をパトロールすることによって、抑止効果となる不審者や不審車両への市民の目による監視機能の強化を推進します。

4 消費者被害対策の実施

- ① 市民からの苦情・相談に対応するため、消費生活相談員を配置し、関係機関と連携しながら、相談・あっせんにより円滑に対処する体制を堅持し、消費者保護の充実を図ります。
- ② 被害の未然防止に向け、自立した賢い消費者の育成に努めます。このため、広報誌による啓発活動や、高齢者にも分かりやすい消費者講座や研修会を開催するなど、消費者教育を推進します。



基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画4 生活道路の整備

現状と課題

本市の市道は、平成27年度で1,220路線（1・2級市道74路線、その他市道1,146路線）総延長500.2kmで、このうち市街地の舗装整備は、概ね完了しております。

今後は、広域道路網の整備計画や交通量の変化などに対応した道路整備、歩行者の安全確保のための歩道整備が求められております。

整備済みの道路に関しても、道路・橋りょうの老朽化が進み、かつ、今後その量が増加することが見込まれることから、計画的な補修等により、道路機能の長寿命化を図る必要があります。

また、冬期間の快適な道路利用を図るために、効率的な除排雪の実施などの適切な維持管理が今後も必要となっております。

■市道の整備状況

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来自目標値
1	道路の舗装率について	74.4%	
2	橋梁改修事業の実施	2橋	20橋

[成果指標の現状値・将来自目標値について]

1 現状値は、平成28年度の市道の整備状況による。

2 現状値は平成29年度末、目標値は平成35年度。

主要施策

1 道路網の充実

-
- ① 広域道路網の整備と合わせた道路整備や交通量の変化などに対応した道路整備を推進します。

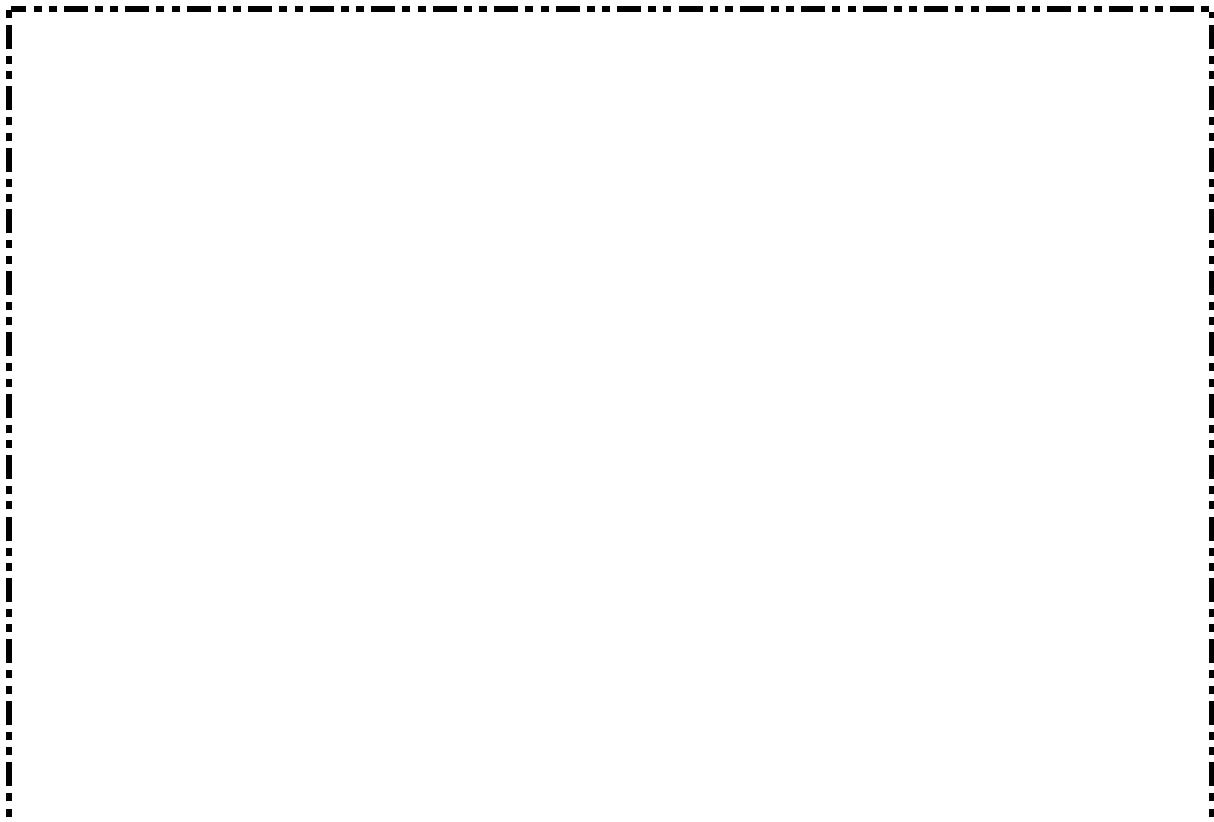
2 安全で快適な道路空間の形成

-
- ① 北斗市通学路交通安全対策プログラムに基づき、歩道などの整備を行い安全を確保します。
 - ② 冬期間の快適な道路利用を図るため、効率的な除排雪を実施し、自動車と歩行者の安全確保に努めます。
 - ③ 生活道路として利用されている私道については、適切な機能維持に努めます。

3 道路・橋りょうの長寿命化対策の推進

-
- ① 老朽化している市道の修繕補修を計画的に推進します。

- ② 橋りょうの構造劣化による機能保全と予防を図る改修事業を実施します。



基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画5 住環境の整備

現状と課題

住宅を取り巻く環境は、刻々と変化しており、「住まい」に対する関心が高まっています。高齢者や障がい者、子育て世代に配慮した住環境の整備、普及、住宅の住替え支援など住宅事情の変化に対応し、持続可能な世代循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

生活水準の向上、生活意識や社会環境の変化に伴う住宅需要を適切にとらえ、民間事業者と連携して良質でゆとりある住環境を供給していくとともに、国の補助金や税の優遇制度などにより若年層の住宅取得を促進し、ユニバーサルデザインの導入など住宅性能の向上を誘導していくことが必要です。

市営住宅は、建物規模が大きく、その維持や更新費用が多額になることが予想されることから、計画的な長寿命化対策に取り組む必要があります。

新たに造成される住宅団地は、土地利用計画や都市計画に基づき、うるおい豊かな住宅地の形成を図り上質な住環境を確保し、移住・定住の促進につなげていかなければなりません。

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来目標値
1	市営住宅の管理戸数	1,007戸 (23団地)	902戸 (18団地)

[成果指標の現状値・将来目標値について]

1 現状値は平成28年度末管理戸数。

将来目標値は「北斗市公営住宅長寿命化計画」による平成39年度目標値。

主要施策

1 住宅用地の確保

- ① 定住促進を図るため、市街地の整備方針・地域の動向などを踏まえ、多様な住宅ニーズに対応した良好な住宅用地供給の誘導に努めます。
- ② 住居系の未利用地については、宅地開発の誘導に努めます。

2 市営住宅の整備・長寿命化対策の推進

- ① 茂辺地団地と当別団地の建て替え事業を推進します。
- ② 久根別団地や中野通団地、富川団地などは建物主要構造部改修事業を計画的に推進するとともに、老朽化の著しい江差通団地や向野桜ヶ丘団地などは廃止・統廃合を行い、維持管理の軽減化に努めます。
- ③ 障がい者、高齢者世帯にはバリアフリー化やユニバーサルデザインによる安全な生活に配慮した住宅の整備、また、若年者世帯には子育て支援施設の設置等、安全・安心、ゆとりに配慮し、駐車場、公園なども配置した住環境の整備に努めます。

3 住環境の整備

- ① 民間住宅団地の造成に関しては、うるおいのある市街地形成に向け、ゆとりある住宅地とするために、可能な限りの大きな区画の確保や樹木、花壇など緑の配置を積極的に推進し、適切な誘導に努めます。
- ② 災害に強い、安全で快適な住環境の形成を図るため、開発業者等に対し適切な誘導や指導を行います。

4 民間建設との連携

- ① 優良な住宅建設を推進するため、情報の提供などを幅広く行ないます。また、住宅の耐震化の促進を図るため、耐震改修促進計画を活用し、耐震化に努めます。
- ② 宅地の無秩序・無計画な広がりを防止する開発誘導に努めます。



基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画6 上下水道の整備

現状と課題

本市の上下水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るとともに、社会活動を支えることを目的に整備され、現在水道普及率は97.9%、下水道普及率（公共下水道、集落排水、合併浄化槽含む）は、92.7%となっていますが、今後人口減少に伴う料金収入の減少や、老朽に伴う施設の更新、施設や管路耐震化のための費用の増大など、事業の経営環境はより厳しさを増す状況にあります。

市民生活を支える重要なライフラインである上下水道事業は、今後の社会情勢の変化に適切に対応し、経済性の発揮に努めながら、安定したサービスを持続することが必要です。

- 上水道の給水状況の推移
- 下水道整備状況の推移

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来自目標値
1	水道管耐震化率 全体の水道管に対する耐震性能がある水道管の割合。	16.1%	24.0%
2	下水道普及率（公共下水道、集落排水、合併浄化槽含む） 総人口に対する下水道が使用できる施設整備済人口の割合。	92.7%	98.0%
3	水洗化率（公共下水道、集落排水、合併浄化槽含む） 施設整備済人口に対する下水道を使用している人口の割合。	85.0%	90.0%

[成果指標の現状値・将来自目標値について]

- 1 水道管耐震化率
北斗市水道事業老朽管更新・耐震化計画の整備予定より。
- 2 下水道普及率
北斗市流域関連公共下水道事業計画の整備予定より。
- 3 水洗化率
現在の実績増加率（0.47%/年）を継続。

主要施策

1 安全な水道水の安定供給

- ① 水道水質の安全性を確保するため水道システム全体に存在するリスクを抽出・特定し監視する「水安全計画」を作成し、さらなる安全な水の供給を推進します。
- ② 中長期の更新需要と経営計画を検討した上で、「老朽管更新・耐震化計画」を策定し、地震や災害に強い施設の更新を進めます。
- ③ 長期的展望に立った水需要の見直しを随時行い経営計画に反映して、健全経営の持続を図ると併に、マニュアルの充実や管理システムの充実、民間委託の活用による業務の効率化を検討します。

2 下水道の整備促進

- ① 市内全域での下水道使用が可能となるよう、下水道の整備を促進するとともに、水洗化率の向上を図るため、下水道未接続世帯への啓発活動を実施し、水洗化を促進します。
- ② 下水道施設の適切な管理の継続により公衆衛生を確保し、地震対策や長寿命化による安全・安心を確保します。
- ③ 持続可能な下水道事業経営を実現するため、下水道事業に企業会計を導入し、経営上の資産管理と、さらなる正確な経営の把握に努めます。

基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画7 公園、緑地の整備

現状と課題

本市の都市公園は、街区公園115ヶ所、近隣公園2ヶ所、総合公園1ヶ所、運動公園1ヶ所、特殊公園4ヶ所、都市緑地6ヶ所の合計129ヶ所あり、都市公園以外の公園は26ヶ所が整備されており、住民1人あたりの公園面積は16.2m²となっており全国平均10.3m²を上回っています。このようなことから、新たな公園整備は、必要性や規模、機能を考慮し、利用者のニーズを反映したものが求められます。

既存公園については、利用者の年齢構成やライフスタイルが多様化する中で求められる役割が変化してきており、安全で安心な憩いの場となるように、定期点検の実施と老朽化施設の計画的修繕や更新を行い、良好な維持管理に努めることが重要です。

また、公園や緑地内の樹木等の適切な維持管理による緑の保護、花いっぱい運動などの地域住民との連携した取組により、総合的な緑化施策を推進していく必要があります。

<用語解説>

- 街区公園／最も地域に密着した公園で1ヵ所あたり面積0.25haを標準とし、各地域にあります児童公園などが該当します。
- 近隣公園／主として近隣に住む人々が利用する公園で1ヵ所あたり面積2haを標準とし、浜分近隣公園や中野通近隣公園が該当します。
- 総合公園／全市民が、休息、鑑賞、散歩、遊戯など総合的な利用をする公園で都市規模に応じ1ヵ所あたり面積10～50haを標準とし、八郎沼公園が該当します。
- 運動公園／全市民が主として、運動のため利用する公園で都市規模に応じ1ヵ所あたり面積15～75haを標準とし、北斗市運動公園が該当します。
- 特殊公園／風致公園、歴史公園、墓園など特殊な公園で、匠の森公園や戸切地陣屋跡史跡公園などが該当します。
- 都市緑地／主に都市の自然環境の保全、都市景観の向上などを目的とした緑地で、1ヵ所あたり面積0.1ha以上を標準とし、七重浜1丁目海浜緑地公園や清水川第1緑地などが該当します。
- 都市公園以外の公園／上記以外の公園・緑地で、市公園条例で位置づけられる公園及び市が実質的に管理を行う公園で、茂辺地さけ公園や村山公園が該当します。

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来目標値
1	花いっぱい運動の充実（配布株数）	40,000株	↗

[成果指標の現状値・将来目標値について]

1 現状値は平成28年度実績値。

主要施策

1 公園整備の推進

- ① 運動公園の機能充実とスポーツ合宿の誘致を図るため、競技者から要望が多いサッカー・ラグビー場を新たに整備する運動公園拡充事業を実施します。
- ② 災害時に、避難場所として活用することを考慮した公園の整備を推進します。
- ③ 幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに対応した、身近な憩いの場としての公園施設の整備を推進します。

2 安全・安心な公園の維持

- ① 安全で安心して利用できる公園を目指して、定期的に各施設の点検を実施し良好な維持管理に努めます。
- ② 公園機能の長寿命化を図るため、老朽化が著しい公園施設の更新事業を計画的に推進します。
- ③ 施設や設備更新の際は利用者のニーズを反映しながら、より魅力ある公園となるよう努めます。

3 総合的な緑化施策の推進

- ① 公園や緑地内の芝生や樹木の適切な維持管理を行い、緑化の推進に努めます。
- ② 地域住民と連携しながら花いっぱい運動を継続的に実施し、主要道路沿道や公共施設周辺等へ花飾することにより、美しい魅力ある北斗市をアピールしていきます。



基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画8 河川の整備

現状と課題

本市の河川は、2級河川が10河川（総延長130.8km）、準用河川が4河川（総延長4.5km）、普通河川が84河川（総延長266.8km）となっています。

このうち市街地を流れる2級河川については、大雨時の洪水対策が急務となっており、河川整備の早期完成が求められています。また、他の河川につきましても、流下物や堆積物の除去などによる流下断面確保などの河川管理が求められています。

■河川の現況

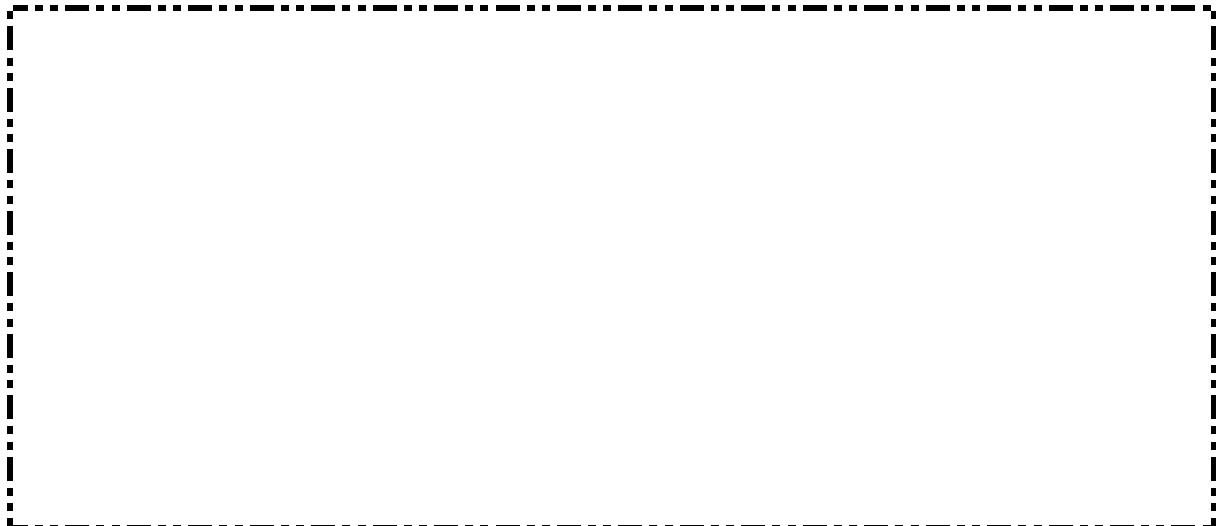
主要施策

1 主要河川の改修事業の促進

-
- ① 2級河川である久根別川、戸切地川、流溪川、旧久根別川の河川改修の早期完成を要望します。

2 河川維持管理の強化

-
- ① 各河川管理者、各種水路管理者との連絡を密にし、水害防止など維持管理の充実に努めます。
 - ② 管理河川・水路の点検結果に基づき、流下物・堆積物の除去などを行い、非常時に備えた維持管理の充実に努めます。



基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画9 公共交通の充実

現状と課題

本市の公共交通である鉄道や路線バスなどは、通学や通勤など市民生活に欠かすことのできない交通手段ですが、道路インフラの整備や少子化による通学者の減少などから、利用者が減少しており、公共交通の確保が大きな課題となっています。また、高齢化が進む中、公共交通のあり方について議論を深めていく必要があります。

鉄道交通においては、北海道新幹線開業によりJR北海道から鉄路を引き継いだ道南いさりび鉄道が運行している五稜郭ー木古内間では、経営環境が厳しい中、沿線市民の生活路線として確保に努める必要があります。

バス交通においては、市内を運行している22路線の確保に努めが必要であり、北海道新幹線の開業などの環境変化や交通需要に対応したバス路線の確保が必要となっています。

道南いさりび鉄道は、開業から10年間で約23億円の運行赤字が見込まれており、北海道、北斗市、函館市、木古内町が財政支援をしている状況です。開業後5年をめどに経営状況の検証を行い、その後の運行について検討することとなっています。

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来自目標値
1	道南いさりび鉄道利用人数 (1日平均乗車人数)	約2千人	➡
2	市内運行の路線バス乗車密度 (1台1日1キロあたり平均乗車人数)	6人	➡
3	交通機関の利便性	43.5%	➡

[成果指標の現状値・将来自目標値について]

1 現状値は、平成28年度平均利用人数。

2 現状値は、市内を運行する函館バスの平成28年度1台あたりの1日1kmあたりの平均乗車人数。

3 現状値は、市民意識調査に基づく成果指標の設定について(P●●)。

主要施策

1 公共交通の確保と充実

- ① 公共交通は、通学や通勤など市民生活に欠かすことのできない移動手段として、交通事業者と連携を図り、確保に努めます。
- ② 高齢社会や人口減少などの環境変化と交通需要に応じ、公共交通のあり方について議論を深めます。
- ③ 新函館北斗駅からの2次交通としての役割を担う鉄道やバス、タクシーなどについて、利用者の視点にたった利便性の向上に努めます。

2 鉄道交通の確保と利用促進

- ① 沿線住民の交通手段として重要な道南いさりび鉄道は、市民が安心して利用できる公共交通として確保に努めます。
- ② 将来にわたる道南いさりび鉄道の維持・存続に向け、観光客など新たな利用客の拡大や、市民、沿線自治体、地域応援隊などと連携し、積極的な利用促進に努めます。

3 バス交通の確保と利用促進

- ① 通学や通勤など市民生活に欠かすことのできない移動手段として、バス路線の確保に努めます。
- ② バス事業者と連携し、ICカードの利用やノンステップバスの導入など利便性向上に努めるとともに、利用促進に努めます。
- ③ 北海道新幹線の開業などの環境変化や新たな交通需要に対応し、利便性の高いバス路線のあり方について、南北市街地連絡バスの見直しと併せて検討します。



基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画10 公共施設の長寿命化

現状と課題

人口減少が進行する一方で、経済成長期に整備されたインフラや公共施設の老朽化が進む中、「新しく造る」ことから「大事に使うこと」への重点化が課題であるとして、政府は平成25年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、地方自治体に対しても計画的な長寿命化対策を行うよう求めています。

本市が保有する建築系公共施設は、151施設（353棟）、総延べ床面積約23万m²で、その多くは平成12（2000）年までの間に建築されています。また、総延べ床面積のうち、33.9%が学校教育施設、32.3%が市営住宅となっています。

道路、橋りょう、上下水道等のインフラ系公共施設は、市道約500km、橋りょう117橋、上水道約280km、下水道約210kmとなっており、このうち、橋りょうの多くは昭和55年から平成元年までの間（1980年代）に、下水道は平成4（1992）年以降に整備されています。

過去の都市拡大に伴い整備されたこれら本市の公共施設は、老朽化が著しいものもあり、また、今後耐用年数が到来するものも増加することから、長期的な視点や財政への影響を十分考慮しながら、施設の安全性、機能性を確保するための維持管理や長寿命化対策を総合かつ計画的に取り組んでいく必要があります。

- 建築系公共施設の概要
- 建築系公共施設の築年別延べ床面積

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来目標値
1	建築系公共施設の利用満足度	56.6%	

[成果指標の現状値・将来目標値について]

1 現状値は平成27年12月に実施した「利用状況・満足度調査」の結果。

主要施策

1 長寿命化対策の計画的な推進

- ① 学校施設や芸術文化・スポーツ施設、住民施設、健康センター（せせらぎ温泉）、市役所本庁舎は、建物主要構造部の劣化を抑制する予防保全の改修事業とともに、機械設備の点検強化や更新事業を推進します。
- ② 道路・橋りょう、市営住宅、下水道の長寿命化対策は、政府の社会資本総合整備計画の動向を踏まえ、財源確保に努めながら推進します。
- ③ 上水道は中長期の更新需要などを検討した上で「老朽管更新・耐震化計画」を策定し、地震や災害に強い施設の更新を進めます。
- ④ 施設個々の長寿命化対策は、ライフサイクルコストの最適化を十分に分析した上で計画し、財政負担の平準化や財源確保を考慮しながら推進します。

2 総合的なマネジメントの推進

- ① 公共施設等総合管理計画の進捗管理と「統一的な基準による地方公会計制度」（新地方公会計制度）による資産を含む財務状況の分析、情報開示を一体的に行い、個別事業のPDCAサイクルの確立に努めます。
- ② 橫断的な庁内マネジメント体制を構築し、個別事業計画と財政見通しとの調整を図りながら、総合的な長寿命化対策を進めます。
- ③ 市民協働や民間ノウハウを活用した公共施設運営のあり方を検討し、施設管理・運営の効率化を図るとともに、必要に応じ、受益者負担の水準を見直します。

基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画11 環境衛生の充実

現状と課題

近年、地域における人口減少や既存家屋の老朽化などに伴い、空家等が年々増加しており、特に、適切な管理がなされず放置されている空き家については、周辺住民の生活環境において、安全性や衛生面、防犯、防火などの場面で悪影響を及ぼすおそれがあることから、解消に向けた取組が課題となっています。

本市には、桜岱地区と向野地区に火葬場が整備されており、利便性や火葬件数から、当面は2つの施設により運営していくこととしておりますが、桜岱地区の火葬場は老朽化しているために、総合的な火葬場の運営方針を検討する必要があります。

本市では17か所の公共墓地を管理していますが、ここ数年は需要が多い状況が続いていることから、平成28年度に野崎靈園の一部造成と時代の潮流に合致した合葬式墓地についても併せて整備し、市民の要望に応えてきたところであります。

し尿の処理については、本市と七飯町で組織する「南渡島衛生施設組合」の施設で処理していますが、施設の老朽化に伴い適正な維持管理をしながら運営していく必要があります。

特定空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法の中で、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」と規定されている。

■火葬件数の推移

No.	指標名及び説明	現状値	将来目標値
1	特定空家等候補の解消	236戸	➡

[成果指標の現状値・将来目標値について]

1 現状値は、平成28年度の空き家住宅等実態調査結果より。

主要施策

1 空家等対策

- ① 空家対策については、北斗市空家等対策計画に基づき遂行していくことになり、特定空家等と判定したものは、所有者に対し「助言・指導・勧告・命令」により、適正管理に向けた取り組みを強化します。
- ② 特定空家等の解消方法としては、解体による除却か修繕による改善が考えられるところから、所有者のニーズにあった支援制度などを周知することで、その加速化に努めます。
- ③ 居住可能な空家等については、空き家バンク制度などによる利活用が期待できるため、関係課と連携しながら、その解消に努めます。

2 火葬場・墓地の適正管理

- ① 老朽化している桜岱地区の火葬場については、計画的な修繕を行いながら安定した火葬体制を継続していくとともに、今後の施設運営の方針については、向野地区の火葬場も含めた中で検討します。
- ② 野崎霊園は、当初予定していた第2期計画の500区画のうち、100区画の造成と100区画分の敷地に合葬式墓地を建設しましたが、残余地への300区画の造成については、今後の需要を見極めながら検討します。

3 し尿処理施設の適正管理

- ① し尿処理施設については、南渡島衛生施設組合が実施する施設の機能検査後に、構成町である七飯町と整備方針の協議を進めます。

基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画12 廃棄物対策、リサイクルの推進

現状と課題

循環型社会を実現していくためには、大量消費から発生する大量の廃棄物を「出さないこと」「繰り返して使うこと」「資源として再利用すること」が重要であり、限りある資源を大切にすることは、時代の趨勢となっています。

本市におけるごみの排出量は、市民などの協力や理解のもとに減量化への取組をしてきた結果、年々減少傾向にありますが、市民一人当たりの減少率は僅かであることから、今後においてもごみの減量化に取り組んでいく必要があります。

中でも排出量の半分以上を占める燃やせるごみについては、「クリーンおしま」で焼却処理をしていますが、設備の耐用年数を迎えることから、施設の延命化を図ることが必要となります。

また、従来まで埋立処分による処理をしていた燃やせないごみなどは、浸出水の管理などに伴う将来の財政負担等を検討した結果、処分方法の転換をし、平成26年10月からは破碎処理後にセメント製造での燃料や原料としてリサイクルをしています。しかし、これらのごみの一部には、破碎処理困難物やセメント原料として受入不能な不適切物があることから、埋立による処分が必要となります。

施設での適切な廃棄物処理がされている一方で、いまだ不法投棄などの違法行為も後を絶たない状況にあることから、今後においても、適切な対策を講じていく必要があります。

クリーンおしまは、函館市を除く1市9町で構成される「渡島廃棄物処理広域連合」のごみ焼却施設で、平成15年4月から稼働しています。

- ごみ処理の推移
- リサイクル率の推移
- 不法投棄の推移

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来自目標値
1	家庭系ごみ排出量（一人当たり日平均）	608g／人・日	↓
2	リサイクル率	56.0%	↗
3	不法投棄の状況	1,001	↓

[成果指標の現状値・将来自目標値について]

1 現状値は、平成28年度実績。

2 現状値は、平成28年度実績。

3 現状値は、平成28年度実績。

主要施策

1 ごみの減量化とリサイクル化の促進

- ① ごみの排出量については減少傾向にあるものの、今後も市民への啓発を行い、学校とも連携しながら、小学生の施設見学や社会科副読本による授業を実施し、ごみの減量化に対する市民意識の醸成を図ります。
- ② ごみ排出量の半分以上を占める燃やせるごみには、資源ごみや生ごみの混入があることから、分別の徹底によるリサイクル化を推進するためにも、ごみ分別出前講座や広報紙による周知のほか、町内会などによる集団資源回収の協力により、一層のリサイクル率向上に努めます。
- ③ 生ごみについては、平成19年11月から燃やせるごみから分離して処理していますが、引き続き、市民や事業者に対しては水切りや燃やせるごみからの分別を徹底することにより、リサイクルの推進に努めます。
- ④ 資源ごみや古衣料の分別は、循環型社会を実現していく上で不可欠である「3R」のうちの、リユースとリサイクルを推進するために大変有効であることから、市民や事業者の適切な分別の徹底を推進していきます。

2 ごみ処理体制の充実

- ① クリーンおしまの延命化については、多額の事業費を要することから、国の基幹的設備改良事業による補助金の活用を前提に、渡島廃棄物処理広域連合の構成市町で協議を行い、設備改修に努めます。
- ② 破碎処理ができないごみを将来にわたって埋立処分するには、中山一般廃棄物最終処分場の埋立量を増量する必要があることから、北海道と協議をしながら容量の確保に努めます。

3 不法投棄対策

- ① 不法投棄される廃棄物については、後を絶たない状況にあることから、市民や事業者からの通報のほか、パトロールの強化や監視カメラ及び看板の設置による抑制を図りながら、関係機関との連携を強化し、不法投棄の防止に努めます。

3R（スリーアール）とは、リデュース【Reduce】、リユース【Reuse】、リサイクル【Recycle】の英単語の頭文字とった言葉で、循環型社会を形成していくためには大事な取り組みとなっています。

- ・リデュース…物を大切に使い、ごみを減らすこと
- ・リユース…使える物は、繰り返し使うこと
- ・リサイクル…ごみを資源として再び利用すること

基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画13 環境保全対策の推進

現状と課題

生活の利便性向上や経済の発展に伴い、日常生活の中から排出される温室効果ガスは、地球温暖化に最も影響を及ぼしており、温室効果ガスの中でも寿命が長い二酸化炭素は、一度空気中に増えてしまうと100年間にもわたり気候や海に悪影響を及ぼすと言われていますから、温暖化への対策は急務となっています。

こうした地球環境への影響を地域から対応するには、二酸化炭素や排出ガスの削減などが重要となることから、身近な取組が必要となります。

このほか、水や空気の環境を保全していくためには、市民や事業者への理解と協力を求めいく一方で、騒音・振動などの定期測定や河川の水質検査のほか、平成26年10月からは微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染の常時測定をしており、今後も継続的な監視が必要となります。

また、函館湾における海洋汚染対策は、流入河川の流域を含めた保全対策が重要であることから、広域的な協議をしていくことが必要となります。

- 公共施設太陽光発電システム稼動状況の推移
- 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の経年変化
- 河川のBOD経年変化

主要施策

1 環境保全意識の啓発

- ① 二酸化炭素を削減するためには、まずは排出を減らすことからの身近な取組が必要であり、エネルギーの消費を極力少なくするために、不要な電力の消費を抑えたり、アイドリングストップや急発進などを避けるエコドライブの推奨など、市民や事業者に対して省エネルギーへの意識啓発に努めます。
- ② 二酸化炭素の削減には、自然エネルギーの活用についても有効であると考えられることから、既に発電実績のある公共施設の状況などを周知しながら、新エネルギーに対する市民の意識醸成に努めます。
- ③ 二酸化炭素の吸収に効果のある森林の育成も大切なことから、市民協働の森づくりとなる各種植樹運動などの取組についても促進します。
- ④ 河川や海の水質汚染は、生活排水や工場排水を適切な処理をせず河川などへ放流することが大きな一つの要因となっていることから、関係課との連携のもと、下水道への接続や合併処理浄化槽への切替などを奨励していくほか、水質保全の必要性について周知に努めます。

2 環境汚染等対策の推進

- ① 微小粒子状物質（PM2.5）は、その大きさから呼吸器系の奥に入り込みやすく、気管支炎や肺がんなどの呼吸器疾患や、心臓など循環器への健康被害が懸念されることから、今後も継続的な測定に努めます。
- ② きれいな水や海の環境を守るためには、その源である河川の水質を保全していく必要があることから、継続的な水質検査を行い、本市をはじめ函館市と七飯町、及び関連漁業協同組合で構成する函館湾漁場環境保全対策協議会において、監視しながら汚染防止に努めます。

基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画14 都市計画の推進

現状と課題

本市では、都市計画法に基づき都市計画区域を定め、市街化を図るべき市街化区域、市街化を抑制すべき市街化調整区域を決定し、自然環境を保全しながら住環境と都市的な魅力を併せ持つまちづくりを推進し、計画的な土地利用による都市基盤を整備し、商・工・農林漁業の均衡ある産業基盤を築いてきました。

北海道新幹線が開業し、高規格道路をはじめさまざまな高速・広域交通体系が充実し、多くの人が本市を訪れるようになり、まちの魅力を高める土地利用に期待が寄せられています。

環境保全や諸条件に配慮し、高規格道路北斗追分IC周辺や新函館北斗駅周辺を中心に、まちの実情に応じた土地利用を促進し、地域の活性化を図る必要があります。

一方で人口減少や産業構造の変化などにより、空き家の発生、地域コミュニティやにぎわいの低下などが生じてきています。主要な生活機能の確保や地域活力の維持を図り、安心して暮らせる北斗市らしい「コンパクトなまちづくり」が必要です。

- 区域区分
- 用途地域

主要施策

1 計画的な土地利用の推進

- ① 市街化区域の低・未利用地について、周辺の土地利用との円滑な調整を図りつつ、積極的に有効利用され、市街地が形成されるよう努めます。
- ② 市街化調整区域について、都市動向を踏まえ、農林業との調整を図り、豊かな自然環境を身近に感じられる田園風景と調和した適切かつ計画的な都市的土地利用の調整に努めます。

2 機能別土地利用の方針

- ① 市街化区域内の低・未利用地について、良好な土地利用がなされるよう用途地域を見直すなどの転換を図り、都市機能の向上と快適な住環境が確保されるよう努めます。
- ② 市街化調整区域のうち、新函館北斗駅周辺や高規格道路北斗追分IC、主要幹線の周辺など交通の要衝となる地域について、農林業との調整を図り、各種都市計画制度を活用し、企業進出を誘導するための土地利用を目指します。

3 市街化区域及び用途地域の見直しの推進

- ① 都市計画マスタープランに基づき、今後の人団動向、市街地の発展状況、土地利用の動向などを勘案し、地域の実情に応じたきめ細やかな市街化区域及び用途地域の見直しを進めます。
- ② 七重浜から久根別・東浜地区の一部では、住宅地と工場や事業所が混在しており、これらの用途純化を図るため、適切な土地利用の誘導に努めるとともに、特別用途地区の設定などの検討を行います。

4 都市施設の整備と適正配置

- ① 都市施設である道路や公園、公共下水道の整備を図り、快適でうるおいのある生活環境の推進に努めます。
- ② 都市計画決定から長期間にわたって未着手となっている道路や公園等の都市計画施設の見直しに向けた検討を行います。

5 総合的な緑化施策の推進

- ① 公園・緑地の適正な保全及び緑化の推進を、総合的かつ計画的に実施するために、「緑の基本計画」を策定し、緑豊かでうるおいのある都市環境づくりに努めます。



基本目標3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり

基本計画15 広域交通ネットワークの整備促進

現状と課題

北海道新幹線が開業し、道南を中心にぎわいを見せています。さらなる魅力と活力で満ちあふれた北海道が築かれるよう、一日も早い札幌までの全線開業が望まれています。また、在来線との共用区間における速度制限、いわゆる青函共用走行問題について、整備効果を高めるための抜本的な解決が求められています。

本市の道路網は、函館市から七重浜・追分・本町地区を経て檜山地区へ至る一般国道227号線と、七重浜から海岸線沿いを走り渡島西部方面へ至る一般国道228号線が地域の経済活動や市民生活の主要な幹線道路として機能し、これらに道道及び市道が接続され都市機能が形成されています。

高速交通ネットワークは、主要な地域間を結び、経済基盤の強化と地域の活性化を加速させ、交通渋滞緩和に資するため必要な社会基盤でありますので、今後も北海道縦貫自動車道や各高規格道路等の建設、整備を促進することが重要です。

高速鉄道と高速道路との相乗効果を高めるため、新函館北斗駅とのアクセスを重視した広域的な高速交通ネットワーク網の構築が必要です。

- 国道・道道の整備状況
- 都市計画道路の決定状況

主要施策

1 北海道新幹線の建設促進

-
- ① 新函館北斗・札幌間の着実な事業推進を要望します。
 - ② 全ダイヤの高速走行実現に向けた青函共用走行問題の早期の抜本的解決を要望します。

2 国道の整備促進

-
- ① 北海道縦貫自動車道の整備促進を要望します。
 - ② 高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備促進を要望します。
 - ③ 地域高規格道路函館新外環状道路の整備促進を要望します。
 - ④ 地域高規格道路松前半島道路の整備促進を要望します。
 - ⑤ 国道228号の4車線化の未整備箇所の早期整備を要望します。
 - ⑥ 国道227号のトンネル狭小断面、線形改良を要望します。

3 道道の整備促進

-
- ① 道道北斗追分インター線の早期整備を要望します。
 - ② 道道大野上磯線（都市計画道路：久根別通）の早期整備を要望します。
 - ③ 道道大野上磯線（本町地区）の整備促進を要望します。
 - ④ 道道大野上磯線（都市計画道路：大野市街通）の整備促進を要望します。

4 市道（都市計画道路）の整備促進

-
- ① 上磯田園通の整備を促進します。